

立川市立若葉台小学校校歌の歌詞及び校章選定要領を次のように定める。

(趣旨)

- 1 この要領は、「立川市立若葉台小学校校歌の歌詞及び校章デザイン応募要領」により応募された校歌の歌詞及び校章の選定基準について必要な事項を定める。

(選定基準)

- 2 選定基準は、若葉台小学校教育目標を踏まえ、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 若葉台小学校及び地域にふさわしい校歌の歌詞及び校章であること。
- (2) 校歌の歌詞については、漢字、ひらがな、カタカナ等文字の種類を問わない。
- (3) 校章については、若葉台小学校の将来像にふさわしく、学校及び地域の象徴となるものであること。

(選定方法)

- 3 選定方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 校歌の歌詞

- ア 作品は、決定まで無記名で審査をする。
- イ 立川市新学校設立検討委員会設置要綱（平成 28 年 8 月 1 日教育委員会決定）第 1 条に規定する立川市新学校設立検討委員会（以下「検討委員会」という。）が、作品に対し教育的観点、地域性の観点から意見を付し教育委員会に提出する。
- ウ 教育委員会が作品の中から 1 作品を選定する。
- エ 教育委員会における協議を経て、市において決定する。
- オ 作詞者、作曲者及び検討委員を交え、最終の調整を行う。

(2) 校章デザイン

- ア 作品は、決定まで無記名で審査をする。
- イ 全ての作品を並べ、検討委員会が、作品に対し学校及び地域の象徴、独創性の観点から意見を付し教育委員会に提出する。
- ウ 教育委員会が作品の中から 1 作品を選定する。
- エ 教育委員会における協議を経て、市において決定する。

(施行及び終期)

- 4 この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、校歌の歌詞及び校章選考に関する一切の事務を終了したときをもって廃止する。